

那覇市いじめ防止基本方針

那覇市・那覇市教育委員会

平成 26 年 8 月

(平成 31 年 3 月改定)

(令和 3 年 10 月改定)

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- 1 いじめとは
- 2 現状と課題
- 3 那覇市基本方針の理念

第2章 いじめの防止等のために那覇市が実施する施策

- 1 那覇市いじめ防止対策連絡会の設置
- 2 那覇市いじめ問題専門委員会の設置
- 3 教育委員会の取り組み
 - (1) いじめの防止・早期発見に関すること
 - (2) いじめの対応に関すること
 - (3) 学校評価、学校運営改善の実施

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方
- 2 学校の組織づくりに向けて
- 3 学校におけるいじめ防止等に関する取り組みの具体化に向けて
 - (1) いじめの防止
 - (2) 早期発見
 - (3) いじめに対する措置
 - (4) 学校評価、学校評議員会等の活用

第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態の発生と調査
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 重大事態の報告
 - (3) 調査の趣旨及び調査主体
 - (4) 調査を行うための組織
 - (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - (6) その他留意事項
 - (7) 調査結果の提供及び報告
- 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査を行う機関の設置
 - (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

第5章 その他 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめとは

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条第1項）。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせことがある。

いじめは、被害・加害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在がいじめを促進させてしまったりするなど、いじめには集団の問題という側面があることを十分理解したうえで、望ましい集団作りに取り組み、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成することが大切である。

いじめが起きる背景は、児童生徒や家庭、学校の問題等さまざまであり、きめ細かな児童生徒理解に基づき、指導・対応していく必要がある。また、いじめは目につきにくい場所、時間、形で行われることが多いため、日頃より多くの大人の目で見守る必要がある。

2 現状と課題

本市においては、「人間性豊かな人材の育成をめざして教育を推進する」の理念のもと、いじめゼロを目指に、学校、家庭、地域が連携協力して取り組みを進めている。

取り組み目標の視点として、各学校は人権教育及び生徒指導等の全体計画を作成し、人権教育の高揚を図ること、いじめ防止対策委員会の組織を設置するなど指導体制を確立し、校内研修の充実を図ること、教育活動全体を通して「いじめ」予防の人権教育を実践することの3点に重点を置いてきた。

しかし、いじめの認知件数は、近年のいじめに対する社会的な意識の高まりと子どもの気持ちがより重視されるようになったことで、大幅に増加している。

その態様は従来の冷やかしやからかい、仲間はずれや無視のほか、携帯電話等を使った誹謗中傷等、多岐にわたっているため早急な対応が求められている。

法第12条において、地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう求められていることから、本市においても「那覇市いじめ防止基本方針（以下「那覇市基本方針」という。）」を策定し、取り組みの一層の充実を図っていく。

3 那覇市基本方針の理念

子どもにとって、いじめは健やかな育ちへの大きな阻害要因となる。友との楽しい日々を奪い、子どもから活力を取り去る深刻な問題である。それは子ども本人が自ら解決できるものではなく、子ども自身の成長を願いつつも周りの大人がいじめをなくす手立てを講じることが最も重要である。

そのような認識に立ち、いじめを防止するための基本理念を次のとおりに定める。

- (1) いじめは決して許されるものではなく、全ての子どもがいじめにあわないように、また、全ての子どもがいじめを起こすことが無いように、強く念頭に置いて教育施策を推進する。
- (2) 全ての子どもたちがお互いを認め合い、思いやりの心を持ち、心豊かに育つことをめざして、学校教育の充実を図る。特に、自他の生命を尊重する道徳教育、支持的風土のある学級経営、悩みを相談しやすい教育相談活動などの充実を通して、子どもが生き生きと学校生活を送ることができる教育環境をつくる。
- (3) 学校、保護者、地域住民が連携協力し、学校生活や家庭生活、地域活動を通して、子どもたちをよく見つめ、育み、いじめのない社会環境づくりに努める。

那覇市基本方針は、上記の理念のもと、いじめの問題への対策を、教職員や保護者、地域住民それぞれが役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進める。

法により規定されたいじめの防止及び解決を図るために基本事項を定めること等により、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すこととする。

第2章 いじめの防止等のために那覇市が実施する施策

那覇市は、那覇市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進するとともに、これらに必要な行政上の措置その他の必要な措置を講じる。

1 那覇市いじめ防止対策連絡会の設置

市は、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察署その他の関係者により構成される、「那覇市いじめ防止対策連絡会（以下「連絡会」という。）」を設置する。

2 那覇市いじめ問題専門委員会の設置

那覇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、連絡会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、「那覇市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置する。

この専門委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

3 教育委員会の取り組み

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通いあう人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、4月の第3月曜日から5月の第4金曜日までを「いじめ防止啓発月間」、8月の第3月曜日から9月の第4金曜日までを「いじめ防止強化月間」とする。

エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

- ・いじめ電話相談、教育相談、教育相談支援員全校配置、カウンセラーアイドの整備等

カ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じる。

- ・教職員向け手引き等を活用した教職員への研修

- ・教職員向け手引き等を活用した児童生徒支援担当教諭、生徒指導担当教諭、人権教育推進担当教諭、道徳教育推進担当教諭等への専門性を高める研修等

キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じる。

また、警察署等と連携し非行防止教室を全校で実施するとともに、情報モラル教育を推進し、いじめの防止に努める。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対する必要な支援、措置を講じる。状況によっては、当該報告に係る事案について、自ら必要な調査を行う。

イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保を第一にするとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

また、いじめの状況によっては、犯罪行為として警察への早期の相談、通報する場合もある。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期

に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

ウ 児童生徒の指導及びケア

教育委員会は、学校と連携協力して各種相談事業等を活用し、いじめに係る児童生徒の指導やケアに努める。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

教育委員会は、学校が学校評価や教員評価を行う際に、いじめについて、問題を隠さず、その実態把握や対応が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について適正に評価されるように、学校に必要な指導や助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

教育委員会は、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、教職員の職務の改善・効率化を推進し、学校運営の改善を支援する。

また、学校が学校評議員会等を活用することにより、いじめの問題など、学校が抱える課題を保護者や地域住民等と共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のための基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、かつ組織的に推進する。校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を進め、いじめ防止等に努める。

1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国の基本方針、那覇市基本方針を参照し、自校におけるいじめの防止等の取り組みについての基本的な方向、取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取り組み、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

(1) 学校基本方針を策定するに当たっては、検討する段階から保護者や地域の参画を得て、その方々の思いを反映させることが望ましい。

(2) 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意することが望ましい。

(3) より実効性の高い取り組みを実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを校内で点検し、必要に応じて見直すことが重要である。

2 学校の組織づくりに向けて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される校内の「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている企画会議や児童支援部会、生徒指導部会等、既存の組織も合わせて効果的に活用する。また、必要に応じて、外部の心理や福祉等の専門家などの参加を求めることも考えられる。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取り組みの具体化に向けて

(1) いじめの防止

学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒のコミュニケーション能力を育むとともに支持的風土のある学級経営を行い、どの子も学級の中に居場所があり、お互いが認め合う雰囲気のある学級づくりや集団づくりに努める。また、道徳教育や体験活動など、学校教育活動全体を通して、全ての児童生徒に豊かな心の育成を図る。

(2) 早期発見

教職員は、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよういじめの早期発見を徹底する。そのため、定期的なアンケート調査や教育相談週間の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。さらにインターネット上で行われるいじめには、警察署などの関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めるとともに、情報モラル教育を推進し児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込みず、いじめ防止対策委員会を中心として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒への教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組み、支援記録簿に記録する。

なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(4) 学校評価、学校評議員会等の活用

学校は学校評価を活用し、いじめについて、その実態把握や対応が適切に行われるよう、いじめの早期発見、再発防止の取り組み等を適正に評価し改善に努める。また、学校評議員会や中学校区青少年健全育成協議会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題

を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、児童生徒がいじめを受けたことにより自殺を企図した場合や身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等が想定される。また、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

なお、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとしてとらえる必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、いじめ問題専門委員会を招集し、これが調査に当たる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(6) その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、児童生徒の

支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明を行う。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(7)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により那覇市いじめ問題調査委員会（仮称）を設置する。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

第5章 その他 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本市は、那覇市基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、那覇市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じることができる。